

うきは市告示第52号

平成30年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年6月6日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成30年6月15日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
上野 恭子君	伊藤 善康君
江藤 芳光君	櫛川 正男君

---

○6月18日に応招した議員

---

○6月19日に応招した議員

---

○6月25日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成30年6月15日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第4号まで4件、議案第43号から議案第52号まで10件、請願第2号から請願第3号まで2件、陳情第4号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について(事故による損害賠償の報告について)
- 日程第10 議案第45号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第11 議案第46号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について
- 日程第12 議案第51号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)
- 日程第14 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第15 議会改革特別委員会への調査付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第1号から報告第4号まで4件、議案第43号から議案第52号まで10件、請願第2号から請願第3号まで2件、陳情第4号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第1号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第8 報告第3号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）
- 日程第10 議案第45号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第11 議案第46号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について
- 日程第12 議案第51号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）
- 日程第14 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第15 議会改革特別委員会への調査付託

---

出席議員（14名）

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鏝水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	今村 一朗君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	楠原 康成君
総務課長 .....	田籠 正規君	監査委員事務局長 .....	樋口 秀吉君
会計管理者 .....	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 .....			瀧内 教道君

企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

---

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

これより平成30年第4回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に5番、竹永茂美議員、6番、岩淵和明議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月15日から6月25日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月15日から6月25日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付してあります諸般の報告文書をごらんください。

各会議等が開催されていますが、5月30日に東京で開催されました全国市議会議長会の定期総会において、諫山茂樹前議員が10年以上議員として在職されたとして表彰を受けられておりますので、御報告しておきます。

なお、各会議等の資料については、議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本6月定例会は、条例の制定や改正並びに補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、それに先立ちまして、第1回定例会閉会后、本日までの重立った事業等について報告をさせていただきます。

3月25日、うきは市立姫治小学校の閉校式をとり行いました。昭和47年の創立から46年の間、561人の卒業生を輩出した同校は、豊かな自然環境を生かし、山村留学生の受け入れ、花いっぱい運動、福津市の勝浦小学校との海と山との交流など、さまざまな取り組みを行ってきました。閉校式には、卒業生を初め関係者400名以上が参加をし、9名の在校生とともに別れを惜しみ、思い出を分かち合い、その歴史に幕を閉じました。

3月31日、市内数カ所におきまして桜まつりが開催されました。ことしは例年より桜の開花が早く、3月25日ごろから一気に満開となり、見ごろを迎えました。うきは市内には桜の名所が数多く存在しますが、ことし新たに、吉井町西屋形地区に、しだれ桜が見事な法華原華庭園がオープンし、多くの花見客の皆様にご足を運んでいただきました。また、観光協会と連携し、うきはの桜の名所を案内した「お花見マップ」を新たに作成し、市内の広範囲を周遊していただけるような仕組みづくりをしたところであります。

4月1日、白壁ホールにおいて、平成30年度うきは市消防団入退団式を実施し、新たに59名の方が入団されました。昨年発生した九州北部豪雨災害による行方不明者の捜索への協力を初め、消防団員の皆様には日ごろより大変御苦勞をおかけしているところでありますが、今後とも地域住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただくとともに、地域における消防防災のリーダーとしての御活躍を期待しているところであります。

4月5日、姫治小学校と御幸小学校の統合式をとり行いました。姫治小学校から編入となる児童3名を御幸小学校の児童と教職員が温かく迎え入れました。

4月11日、道の駅うきはの東側に整備した情報交流拠点「ウキハコ」がオープンし、オープ

ンイベントを開催しました。この施設は、平成25年3月に閉館した家宝資料館の跡地を、地方創生拠点整備交付金を活用して改装したもので、うきはの魅力が詰まった箱というイメージでウキハコと名づけております。イベントスペースや交流・休憩スペースが設けられているほか、レンタサイクルなどの新たな体験型観光を提供する施設として、多くの皆さんに幅広く利用していただきたいと思っております。

4月13日、うきは市民センターの小ホールにおいて、浮羽究真館高等学校の新入生研修の中で、「うきはの大地と歴史」と題し、講演をさせていただきました。市内唯一の高校である究真館高校の生徒たちに郷土愛の心が根づくことを願い、講演の中では、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、他の地域の方々に話すことができるようになってほしいと呼びかけたところでありました。また、同日、セキスイハイム九州株式会社の新入社員研修が、うきは市で行われ、そこでも、うきはテロワールを初めとした、うきはの魅力について講話をさせていただいたところでありました。

4月25日、白壁ホールにおいて、平成30年度うきは市民大学の開講式を行いました。ことしで6年目を迎える市民大学は、5つの学部により構成され、各学部の目標に応じて学習が行われることとなりますが、多くの受講生の皆様の参加を期待しております。また、ことしは、うきは市ふるさと大使で京都市在住の書家、大力翠雲さんをお招きし、講演を行っていただきました。「感性を身につけること そこから広がる楽しい未来」と題して、市民大学での学びを通じて豊かな感性を身につけてほしいと、受講生にエールを送っていただいたところでありました。

5月2日、江南小学校体育館において、五庄屋追遠会が行われました。先人の偉業をたたえるべく、通水が始まった5月2日に毎年実施されており、ことしで100回目を迎えております。100回を記念し、白壁レディース21の皆さんによる紙芝居が披露され、五人の庄屋が命がけで、かんがい事業を企画し、農民の協力を得ながら、なし遂げた偉業が、新たな世代へ語り継がれたところでありました。

5月3日から5月6日にかけて、皿、茶器、酒器などの素朴なぬくもりが人気を集める一の瀬焼窯元6軒による陶器まつりが開催され、また、白壁町並みにある土蔵や民家を美術館に見立てて、作品、コレクションや先人たちの遺作等を展示する、第28回筑後吉井の小さな美術館めぐりが、多くの皆様の来場のもと開催をされました。

5月6日、福岡県消防操法大会出場に伴う必勝祈願祭を行いました。7月に開催されるこの大会に、うきは市消防団からは7名の選手がポンプ車の部に出場をいたします。選手たちは2カ月以上にわたり日々の練習に励んでおりますので、ぜひ皆様の応援をよろしくお願いをいたします。

5月12日、小石原川ダムの定礎式が行われ、国会議員を初めとする約300名の関係者が出席をいたしました。定礎式とは、小石原川ダム建設事業の工事の安全と早期の完成を記念する式

典であり、ダム本体の中心部に礎石を固め、埋納する儀式がとり行われました。

5月13日、うきはの母の日の風物詩ともいえる、第55回浮羽めん祭りが、若宮八幡宮境内で行われました。浮羽麵研クラブによる恒例行事であり、約2,500人もの来場者が流しそめんを堪能していただいたところでもあります。

5月20日、うきはアリーナにおいて、うきは市民体育大会の総合開会式を開催いたしました。市民体育大会では、19部門の種目に1,000名以上の選手が出場し、日ごろの練習の成果を十分に発揮され、熱戦が繰り広げられているところでもあります。市としましても、スポーツアイランドの整備を段階的に行っており、平成28年度にはテニスコート、29年度に野球場の改修を行い、今年度は多目的グラウンドに夜間照明機を新設する予定とし、施設整備を図ること等により、スポーツの振興に努めているところでもあります。

5月25日、ウキハコにおいて、うきは産の柿を使った「柿氷」のお披露目会を開催いたしました。これは、連携協定を締結している中村学園大学の協力のもと、開発に至ったものであります。当日は、多くの商品開発を希望する方等や報道機関にもお集まりをいただき、広く周知の機会となったとともに、新たなうきはの夏の特産として皆さんに親しまれるよう、今後もPRに努めてまいります。

5月26日、川崎町にて開催された、福岡県木造・木質化建築賞の受賞表彰式に出席をいたしました。既に御報告のとおり、福岡県では森林資源の有効活用や普及啓発などを推進するため、木造・木質化にすぐれた建築物の表彰を行っており、市営住宅新治団地が特別賞を、火葬場の浄光苑が奨励賞を受賞いたしました。

5月27日、鶴原放水路において、うきは市総合防災訓練を行いました。議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参加をいただきまして本当にありがとうございました。また、当日は、千年小学校の児童、地元千年校区の住民の皆さんを初めとする、約50団体、約1,000人の方に参加をいただきました。参加者の皆様には熱心に、真剣に訓練に取り組んでいただき、市全体の防災危機管理意識の向上と体制の強化につながったものと感じております。

6月1日、森林基幹道姫治線の開通式を行いました。この姫治線は、浮羽町妹川地区から新川地区を通り、田籠地区までを結ぶ、総延長約20キロメートルの広域基幹林道であり、平成11年度から工事着手し、18年の年月を要し、完成をしました。これにより、林道施業の効率化に寄与することはもちろんのことではありますが、地域住民の生活道路やレクリエーション施設へのアクセス道、災害時の迂回路などに活用されるとともに、標高が高く、大変見晴らしのよいポイントもありますので、幅広い利活用方法なども今後検討してまいりたいと思います。

6月9日、仮称でございますが、（新）生涯学習センター建設工事の安全祈願祭を行いました。現在の生涯学習センターは、昭和48年の供用開始以来、約40年以上にわたり、社会教育・生

涯学習の拠点として、その役割を担ってまいりましたが、老朽化も進んでいることから、このたび、うきは市公共施設等総合管理計画に基づき、生涯学習センター、ムラおこしセンター、吉井地区コミュニティセンター及び福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部の4つの機能の複合施設として建てかえを行い、今年度末の完成を予定しているところであります。

市長会関連の報告であります。4月27日、小郡市において、第134回福岡県市長会総会が開催されました。当日は、県内各市の抱える課題の解決へ向け、行財政、社会教育、経済の各分野で41議案が審議され、全て原案のとおり可決をされました。

また、5月10日から11日には、佐賀市において、第122回九州市長会総会が開催されました。九州各県から115市長が出席され、財政強化や福祉の充実など、国や関係機関への要望事項など14議案の審議が行われ、全て原案のとおり可決をされたところであります。

結びに、既に御案内のとおり、6月1日発売の「九州じゃらん」7月号の「道の駅ランキング2018」におきまして、ことしも道の駅うきはが3年連続の第1位となりました。四季折々の果物や野菜の新鮮さ、種類の豊富さに加え、スタッフの接客についても満足度が高いということで、生産者の方々と道の駅スタッフの日々の努力を評価いただいたことを大変うれしく思っております。

以上、第1回定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号から報告第4号まで4件、議案第43号から議案第52号まで10件、請願第2号から請願第3号まで2件、陳情第4号1件を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、第4回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月に入って気温が上昇し、夏日の日が多くなり、気温が30度を超える、真夏を思わせる暑い日もありましたが、5月28日に九州北部の梅雨入りが気象庁より発表されたところがあります。平年より8日、昨年より23日早くなっています。

これからは大雨や台風の影響を受ける季節になります。うきは市に大きな災害をもたらしまし



た九州北部豪雨から間もなく6年、昨年7月の朝倉市、東峰村、日田市を中心とする記録的豪雨災害から1年が経過しようとしております。同じような豪雨災害が、いつどこで発生するか予想できません。特に最近では長期間にわたって強い雨が降る傾向にあり、大きな災害となるケースが見受けられます。特に梅雨末期の雨には十分警戒を強めていく必要があります。

そのためには、不断の訓練と備えが何よりも重要であると認識しておりますし、郷土を保全し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上、最も重要な施策であります。今後とも、災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として四半期ごとにGDP速報を発表しております。6月8日に第2次速報として発表された、ことし1月から3月の国内総生産の実質GDPは、前期の平成29年10月から12月期と比較してマイナス0.2%で、年率に換算しますとマイナス0.6%となっております。平成27年10月から12月期以来の2年3カ月ぶりのマイナス成長となっておりますが、平成29年度の実質GDP成長率はプラス1.6%、名目GDP成長率はプラス1.7%のプラス成長となっております。

また、6月5日に開催された経済財政諮問会議において審議されました、経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太方針原案によりますと、日本経済は大きく改善し、GDPは、実質、名目とも過去最大規模に拡大している。景気回復は、緩やかではあるが、長期間にわたって継続しており、今回の回復の長さは戦後2番目となっている可能性が高いとしております。しかしながら、景気としては緩やかに回復傾向へ好転しているものの、地方におきましては、まだまだその景気感が実感できない状況にあります。

このような中、国においては平成26年度から、地方創生を重要な施策の柱として、地域活性化の取り組みが進められています。うきは市におきましても、地方創生に関する総合戦略「うきは市ルネッサンス戦略」を策定し、平成26年度地方創生先行型基礎交付を初め、さまざまな国の交付金を受け、人口減少の抑制及び地域活性化事業を継続実施しているところであります。平成28年度からは、これまでの地方創生推進交付金とあわせて、施設整備の取り組みを推進するための新しい地方創生拠点整備交付金を活用し、鋭意事業を進めているところであります。

また、平成30年度当初予算に計上していましたが地方創生推進交付金事業につきましても、4月1日に交付決定を受け、昨年度に引き続き、事業の進捗を図っているところであります。

さらに、地方創生の取り組みとあわせて、第2次うきは市総合計画に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向けて、今後も引き続き、事業を進めてまいります。

これらの事業の実現に当たりましては、議会との連携が重要と思っております。引き続き、議

員の皆様の御協力のもと、事業の推進を図るとともに、将来像でもあります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、御協力を賜りますよう、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件1件、条例案件6件、その他の案件7件となっております。

まず、報告第1号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか計9事業につきまして、平成29年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

報告第2号は、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項公共下水道事業費の1事業につきまして、平成29年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものでございます。

報告第3号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。

報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

事故による損害賠償に係る専決処分について、さきに専決処分事項として指定を受けておりました、1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

議案第43号は、平成30年度うきは市一般会計補正予算第1号についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億4,365万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金616万1,000円、寄附金1,000万円、雑入350万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費1,350万円、民生費の生活保護等対策費232万2,000円、商工費の商工費500万円の増額補正と、予備費127万3,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第44号は、小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定の締結についてであります。

福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る漁業補償費の負担に関する協定を締結するため、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号は、福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてであります。

那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号は、うきは市文化的景観条例の制定についてであります。

国の重要文化的景観の選定を受けるため、うきは市文化的景観条例を制定するものでございます。

議案第48号は、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市文化的景観保存計画策定委員会の廃止に伴い、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第47号の条例の制定及び議案48号の条例の一部を改正する条例の制定を踏まえ、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号は、うきは市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年6月6日に生産性向上特別措置法が施行されたことで、市が進める市内中小企業の先端設備等の導入促進を図る施策として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を実施するため、うきは市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号は、うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成31年4月1日に、うきは市立妹川小学校をうきは市立御幸小学校に統合するため、うきは市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

---

### 日程第6. 報告第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、左上に報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書についてと書かれた資料のほうを御準備いただきたいと思います。あわせまして、平成29年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料と書いた、A4横長1枚物も御参照をいただきたいと思えます。

報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成29年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページのほうをお開き願います。

繰越明許費繰越計算書につきましては、平成29年度から平成30年度への繰越額が確定しておりますので、これを報告するものでございます。款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げまして、財源内訳については省略をさせていただきます。

まず、2款1項、拠点事業整備費（農政係）1億3,000万円でございます。地方創生拠点整備交付金を活用して実施をいたします、農産物等の6次産業化研究開発・事業化支援センター建設工事分になります。

次に、2款3項、戸籍住民基本台帳費301万4,000円でございます。地方公共団体情報システム機構負担金分でございます。

次に、6款2項、森林総合整備事業1,210万円でございます。造林事業費補助金分になります。

次に、8款2項、道路維持補修費3,023万5,000円。流川橋ほか2件の橋りょう改修工事分になってまいります。

次に、8款2項、一般道路新設改良事業5,218万6,000円。市道大野原・小松堀線ほか

3件の道路改良工事と、県が実施をいたします大谷川改修工事の負担金分になってまいります。

次に、8款2項、辺地道路整備事業1,000万円。市道三寺払・つづら線分になります。

次に、8款3項、河川改良費は1,407万7,000円の繰越明許費を設定しておりましたが、年度内完了に伴いまして、翌年度繰越額はゼロとなっております。

次に、10款4項、文化財一般管理費1,201万8,000円。屋形古墳群の整備に係る用地購入費分になります。

次に、10款4項、伝統的建造物保存対策事業2,000万円。伝統的建造物群保存地区補助金3件分になってまいります。

翌年度繰越額の合計は2億6,955万3,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 3点ほど確認をさせていただきます。今、説明がありました、3月2日付の補正予算書との照合でございます。

この中で、まず、土木費、2項の道路橋りょう費。3月2日の繰越明許の補正で、まずは道路維持補修費4,787万9,000円に変更がなされておりました、今の説明が3,023万5,000円です。それから、同じく8款2項の一般道路新設改良、3月2日の変更では6,010万5,000円、これが5,218万6,000円。この2点について、その後の、この金額の変更について説明をいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、8款2項の道路維持補修費分でございます。こちらのほうは、まず、12月の補正予算のほうで、清宗橋と西ノ前橋の橋りょう補修工事につきまして、県土整備事務所との協議に時間を要したことから、繰越明許費を計上したところでございます。また、3月の補正予算で、流川橋の橋りょう補修工事について、同様の理由から繰り越しが必要になりまして、繰越明許費の額の変更を行っております。それに係る今回それぞれの事業において事業を完了できた部分がございますので、最終的に繰り越しをする額が3,023万5,000円となっておりますのでございます。

それから、次の一般道路新設改良事業につきましては、12月の補正予算で、市道小坂・流川線、坂本・高見線、寿見の恵・畷の下線について、地権者との協議に時間を要したことから、繰越明許費を計上しております。

また、3月の補正予算で、市道大野原・小松堀線の工事が電柱移転の都合で年度内完了が困難になったこと及び大谷川の改修工事費負担金の繰り越しが必要になったことに伴いまして、繰越

明許費の額の変更を行っておるところでございます。

これにつきましても、それぞれの事業におきまして、繰り越しの必要がなくなった部分がございますので、最終的に繰り越しの額が5,218万6,000円となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

### 日程第7. 報告第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、左上に報告第2号と書かれました、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開き願います。あわせまして、補足説明資料のほうも御参照いただきたいと思っております。

報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成29年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

2ページをお開き願います。

2款1項、特定環境保全公共下水道事業800万円でございます。これは、三津留橋かけかえに伴います、管渠工事分になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

---

### 日程第8. 報告第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題

とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） うきはブランド推進課の樋口でございます。

それでは、説明を差し上げます。議案書、第2回うきは市土地開発公社理事会議案と書かれた資料の1ページをお開きください。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

お手元に、平成30年5月9日開催の第2回理事会議案並びに平成30年2月26日開催の第1回理事会議案の資料を提出させていただいております。

経営状況の説明につきましては、5月9日開催の第2回理事会議案の事業報告及び決算承認のほうで説明をさせていただきます。資料につきましては、事前にお渡しをしておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。

三春工業団地造成につきましては、平成21年3月に完成をしており、平成29年度に未売却であった東側区画3万4,592平米のうち1万7,500平米を森永食研株式会社へ売却をしております。

続きまして、4ページをお願いします。

財産目録でございます。

区分の普通預金は3,162万7,328円です。福岡銀行ほか市中銀行への預金となっております。

次に、定期預金でございます。500万円でございます。これは、基本財産の資本金に当たるもので、にじ農協1口でございます。

次に、完成土地等といたしましては、1億3,363万3,290円でございます。完成土地の期末残高となります。後ほど、13ページのほうで御説明をさせていただきます。

その下、資産合計が1億7,026万618円でございます。

次に、負債合計はゼロ円です。例年は1億3,000万円を借り入れた状態で新年度に移行しますが、昨年度は、先ほど申し上げました森永食研株式会社へ土地が売却できたことにより、年度途中で借入金を一括返済しております。

差引純財産1億7,026万618円となり、こちらが開発公社の純資産というふうになります。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表でございます。これは開発公社の経営状況をあらわすものでございます。

まず、資産の部といたしまして、1、流動資産ですが、現金及び預金が、先ほど申し上げました3,662万7,328円、完成土地等が1億3,363万3,290円、流動資産合計が1億7,026万618円でございます。2の固定資産につきましては、ございません。資産合計として、流動資産と同じく1億7,026万618円でございます。

次に、中ほどの負債の部でございます。

1、流動負債の短期借入金ゼロ円、2、固定負債ゼロ円の負債合計ゼロ円となります。

次に、資本の部でございます。資本金の基本財産500万円でございます。準備金といたしましては、昨年からの(1)の前期繰越準備金が1億3,826万5,060円です。(2)の当期純利益につきましては2,699万5,558円、その下の準備金合計が1億6,526万618円となりまして、これに基本財産の500万円を加えたものが、下から2番目の資本合計1億7,026万618円になっております。さらに、この資本合計に中ほどの負債の部の合計を加えた額が、一番下の負債資本合計1億7,026万618円というふうになります。

続いて、7ページをお願いします。

損益計算書でございます。こちらが1年間の収益と費用の状況というものを示すものになります。

1の事業収益、(1)土地造成事業収益が1億5,750万円。三春工業団地の東側半分、さらに、その南側半分の1万7,500平米を森永食研株式会社へ売却した金額でございます。

2の事業原価、(1)土地造成事業原価1億3,042万533円。売却した土地に係る、今までの造成工事等で要した経費を含めた、その資産の価値、その土地の金額というふうになります。

事業総利益は、1の事業収益から2の事業原価を差し引いて2,707万9,467円というふうになります。

3の販売費及び一般管理費が11万4,091円です。事業利益は、上記の事業総利益2,707万9,467円から11万4,091円を差し引いた金額でございます2,696万5,376円というふうになります。

4の事業外収益ですが、(1)受取利息が1,329円、(2)雑収益が4万3,633円。これは未売却地の一部を資材置き場として貸し付けた、土地貸付料でございます。事業外収益の計が4万4,962円というふうになります。

5の事業外費用、(1)支払利息1万4,780円でございます。これは借入金1億3,000万円の0.01%分の1万3,000円、それと土地が売却できたことにより、借入金の1億3,000万円を繰り上げ償還できたわけでございますが、借り入れていた期間、約2カ月分の利息1,780円、合わせて1万4,780円を支払ったところでございます。



経常利益ですが、これは3の事業利益2,696万5,376円に、4の事業外収益4万4,962円を加え、それから5の事業外費用1万4,780円を差し引いた金額でございます。経常利益2,699万5,558円となります。当期純利益は、経常利益と同額の2,699万5,558円でございます。これは6ページの貸借対照表の当期純利益と一致することとなります。

続きまして、8ページをお願いします。

こちらはキャッシュ・フロー計算書でございます。具体的な現金の流れを示す財務諸表でございます。一番下の欄の合計金額は、5ページの現金及び預金明細表に一致するもので、3,662万7,328円というふうになっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

市の土地開発基金からの借り入れの明細表でございます。前年度からの繰越残高は1億3,000万円というふうになっております。例年であれば1億3,000万円を借り続け、その分の利子を払い続けている状態ですが、平成29年度は土地売却ができたことから、1月末に繰り上げ償還を行いました。そのため、期末残高がゼロ円というふうになっております。

次に、10ページと11ページでございます。

10ページにつきましては、先ほど申し上げました損益計算書の収益経費の内訳を示しております。収益的収入でございますが、1款の事業収益、1節の完成土地等売却収益が1億5,750万円。2款の事業外収益、1節の預金利息が1,329円。これは普通預金、定期預金の利息というふうになります。その下の雑収入でございますが、先ほども説明を申し上げました4万3,633円は、未売却地の一部を資材置き場として貸し付けをいたしました。その土地貸付料となっております。収益的収入合計は1億5,754万4,962円でございます。

次に、収益的支出でございます。

1款の事業原価、1節の三春工業団地売却原価が1億3,042万533円でございます。

2款の販売費及び一般管理費の報酬でございますが、8万6,400円につきましては、開発公社役員の理事会出席に伴う日額報酬でございます。その2つ下の需用費1,771円につきましては、消耗品を購入したものです。その下の使用料・賃借料は、インターネット企業情報サービス——インターネットを通しまして企業の経営状況を提供していただくサービスでございますが、そちらの使用料になります。

3款の事業外費用でございますが、先ほど説明をいたしました、土地開発基金からの借入金に対する短期借入金利息1万4,780円となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

資本的収入と資本的支出でございます。

収入につきましては、短期借入金として、土地開発基金から1億3,000万円を借り入れています。

ページ中ほどの資本的支出の土地造成事業費についてですが、1節の旅費9万7,840円は、昨年10月末に大阪市で開催されました企業立地セミナーへの、うきは市職員旅費です。

2節の需用費（消耗品費）1万5,600円は、三春工業団地に立地された森永食研株式会社ですが、その大分市にある本社を昨年度4回訪問しておりまして、その際のお土産代となっております。同じく需用費の燃料費1,848円は、三春工業団地の草刈り作業にかかった油代というふうになっております。

3節の委託料164万2,670円ですが、これは3つの委託料でして、1つは分筆測量登記委託料、1つは所有権移転登記委託料、もう一つ、最後の1つは給水設備設計業務委託料でございます。この給水設備設計につきましては、森永食研さんの夏からの操業開始にあわせて、平成30年度当初から工事を実施しているところでございます。

4節の工事請負費362万160円は、森永食研さんが購入した土地にボーリング工事を行った費用です。

6節の公課費87万5,300円は、1年間の固定資産税額です。

土地造成事業費の合計額は625万3,418円となります。

次に、1款2項の短期借入金償還金は2億6,000万円。

資本的支出合計は2億6,625万3,418円というふうになります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

資本金明細表でございます。この分につきましては、土地開発公社の基本財産といわれるもので、先ほどから御説明申し上げております500万円というふうになっております。

最後に、13ページをお願いいたします。

平成29年度の完成土地明細表でございます。

資産区分のイの期首残高、A列、1から6の計が2億5,780万405円というふうになっております。右の当期増加高、B列、3の工事費が362万160円、5の諸経費が263万3,258円、計の625万3,418円です。

その右の当期減少高、C列ですが、期首残高の数値に平米当たりの単価を出して、今回減少した面積1万7,500平米を掛けます。計算式として、期首残高の1の用地費が1億1,240万4,228円、これを期首面積の3万4,592平米で割ると、平米当たりの単価が3,249.4284円となりまして、これに今回売却した面積である1万7,500平米を掛けますと5,686万4,997円というふうになります。他のですね、2、補償費から、6、支払利息につきましても同じ計算式に当てはめて、当期減少高、C列の数字を出しております。

よって、今回の森永食研株式会社への土地売却により1億3,042万533円が減少し、期末残高、D列の計に記載されているとおり1億3,363万3,290円が残った土地の価格となります。口はありませんので、イの数字がそのまま合計というふうになります。

続いて、14ページをお願いいたします。

平成30年4月24日付で監査を行っていただきまして、その監査意見書を添付しておりますので、御確認いただきたいというふうに思います。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ちょっと地元のことで、お伺いします。

前、聞いていたのが地下水問題。何か数カ所掘って、1カ所、いい水が出たということは聞いていますが、その後、どんななっているか、状況をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 御指摘のとおりでございまして、過去でも御説明差し上げておりますとおり、三春工業地帯については、なかなか掘ってもいい水が出ていない状況でございしますが、御指摘いただきましたとおり、市が試掘ということで過去掘ったところからは非常にいい水が出ておりまして、実は今回の、先ほど御説明差し上げました、森永食研さんがまず購入した土地にボーリング工事を行ったんですが、そこからもフッ素等が含まれる、ちょっとよくない水といいますか、が出ております。これに、森永食研さんと、この点につきまして協議しまして、市が試掘で掘りましたところから水を、そこからは各項目検査をしたところ、良質な水が出ておりますので、その水を利用いただくということで、現在、契約を進める方向で調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 現在、使おうとしているところから出ないということで、市が掘っていたところを利用して使うということですね。それはわかるんですけど、問題なく、ずっとそれを使っていけるのか。それと、今度、裏にあいてるですね、土地が。そこも掘ったら、水は、いいのは出ないのか。結局、先のことを考えると企業誘致できないでしょう。そこまで調べているのか。

それと、どのくらい掘ったら、いい水が出ているのか、ちょっとそこのお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） まず、裏の土地につきましては、御指摘のとおり、

専門の建設コンサルタントに調査を——調査というか、事前にちょっと確認をしてもらったところ、なかなか地層的なもので、本当のところは掘ってみないとわからないんですが、いい水が出る可能性がなかなか難しいのではないかなというような回答を得ておまして、その対策といたしまして、今般、市の土地から森永食研さんのところに水を引くような方向で契約を進めているところですが、同じく森永食研さんに、その裏の土地にまで水を、次の企業が立地した暁には回してくださいというか、その道を通らせていただいて、その水を使用させていただくということで事前に許可を得ているところでございます。

ただ、そちらの企業様が、やはり自分の土地でボーリングをしたいというふうにおっしゃったときに関しましては、またそういった土地のコンサル等とちょっと調査をいたしまして、試掘というか、ボーリング工事を行うことも方向としては考えておりますが、現時点では、いい水をそのまま森永食研さんのルートを使って使用いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 給水施設から市が送るということは聞きましたけど、私が、企業さんは自分たちでやっていくから心配はしてないんですけど、市の給水施設から水を多分、森永食研は多く使うと思います。それを、量を多くとって、その近隣のところの地下水に迷惑が及ばないかなというのが一番危惧しているところでありますので、そこのところはちゃんと近隣のところと話はしてもらっているとは思いますが、そこそこをちょっと、よっとしていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 近隣の住宅等につきましては、十分配慮を行ってきたいというふうにお聞きしておまして、実は、もう既に、市のところで掘ったときに、近隣3カ所の調査を行いまして、地下水、水脈が下がってないかとか、そちらの飲料水に影響があるか等の調査をさせていただいております。その結果、今、市が掘っているところの深さと近隣が使われている深さというのは大分異なっております、ちょっと今、何メートルということは手元に資料がないので申し上げられないのですが、その面では余り影響——余りというか、今後、近隣の方への影響はないというふうなことで専門家のほうから回答を得ております。そういった近隣につきましても、今後、配慮を行っていただきたいというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 8番の関連ですが、1日使う量、森永食研、その数値を教えてください。

いただきたいと思います。

それと、もう一件、近隣の住民には影響がないと。井戸の深さが違うという答弁でしたが、そこまで深く掘らんと、いい水は出ないのか。ということは、近隣の住民の水質検査はやっているのか。適さない水を使うとるのか、その辺までお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 森永食研さんに供給する分の、もともと市のほうから出るのが1日に200トンということで聞いております。その中で、森永食研が、多く見積もっても1日40トンの使用というふうに聞いておりますので、そこら辺は十分対応できるのではないかとこのように考えております。

また、どんだけ掘っても——近隣に影響があるかどうかという御質問でよろしかったでしょうか。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） よかですか。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） ここがまた——済みません、深さのところが非常に悩ましいところでございまして、専門のコンサルタントに確認したところ、余り深く掘り過ぎると温泉のような、そういった水が、どうも土地柄ですね、出るということがわかっておりまして、余り——具体的に言いますと、80メートル以上ぐらい掘っていくと、どうも悪い水が出てくる可能性が非常に高いということを聞いております。なので、今、考えておりますのは、その間で、いい水が出ないかということをおと今、専門のコンサルタントと一緒に今後ちょっと検討して、検討というか、調査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 近隣の水質検査を行っているか。瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 水資源の瀧内でございます。

今現在、地下水の調査を水資源のほうでやっているんですが、市内全体を通してやっているんですが、山春地区におきましては、大野原というか山春小学校のところでやっています。今のところやっていますが、地下水の保全、地下水の調査につきましては、各個人でやっていますので、そういった点からは、山春地区では地下水の異常とかは出てない、問題ないということで、今、認識をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 何でこういうような質問をしとるかという、山春の今の答弁の中で、小学校、大野原、全然高さが違うですね。

大体、筑後川沿いで、大石地区に私の友人が実は新築をして、井戸を掘ったわけですね。物すごく水質が悪いということで、結局は4回ぐらい、あの小さい屋敷の中に掘ったんですね、深

さを変えながら。なかなか飲み水に適した水が出てこない。ということで、大石地区は、一般的に、そういう水質の場所ということですね。風呂場のタイルが物すごく、すぐ、のろがかかったごつ汚れるとですね。それで、今回の、何というか、筑後川筋、あその水質は、私は悪いと、そのときに友達から教えていただきました。それで、一般的に大石地区の人は、その水を飲んだるわけですね。それで、水質検査あたりはできとるのかなという、単純な疑問ですよ、それ。  
(発言する者あり)

○議長（櫛川 正男君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 今現在、地下水の調査を実施しているんですが、その中では、ちょっと手元にないんですが、浮羽地区——うきは市内の数カ所を調査しております。それについては、専門の調査機関のほうに依頼して調査をお願いしているんですが、まだ結果が出てません。

ただ、それとあわせて、個人の方で地下水の水質調査という形で出して——個人の要望、個人の方が、うちのほうにおいでいただければ、その調査をしています。その集計もしているんですが、ちょっと今、手元のほうに持ってきてないのでわからないんですが、その中では、本人さんが希望されて水質検査をされた中では、大石地区の中では悪い結果は出てないということで認識はしています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、この土地開発についてお尋ねして、残り1万7,000平米ほど残っているということになるわけで、その後の推移についてお尋ねをきちんとしたいというふうに思います。

先ほどの市長のほうからも景気感の状況について報告があったように、なかなか進出していただけの企業、これについての最近の情報について、開発公社としてどういうふうに努力されたのか。そして、どういう見通しを持っておられるのか、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） まず、企業誘致に向けた取り組みについてを御説明させていただきます。

先ほど御説明の中にもございましたが、大阪におきまして平成29年10月に、久留米市と福岡県と連携しまして、うきは市企業立地セミナーを開催しました。また、平成29年11月には、メッセナゴヤ2017という、名古屋市における展示会におきまして、うきはの工業団地のPRを行ったところでございます。また、平成30年2月には、福岡県企業立地セミナー in 東京、東京の千代田区で開催されたものに出展をしております。

次に、近年の問い合わせ状況、残った土地の問い合わせ状況についてですが、福岡県より、複数の企業さんが興味をお持ちであるというふうな情報はいただいておりますが、まだ市のほうに、その企業さんが来訪されて、調査を、調査というか、来られたという実績は今のところないような状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、まだその1万7,000何がしのところは、まだ見通しが立っていないということで、今度、鷹取のほうに新しく団地もできる——これは県が開発して、目的も若干違うのかなというふうに思いますけれども、そういう状況の中で、正直言って、塩漬けと言われる部類に入ってくるのかなというふうに、正直なところは、そういう感じはするわけですね。

先ほど、それぞれ営業をされて、あるいは情報提供をしながら、あるいは問い合わせいただく——直接はいただけないという、今、報告がありましたけれども、こちらから、やっぱりきちんと訴えていく、あるいは、あそこの土地に係る、立地前提となる企業の条件というか、いうものも少し緩和されていったというふうに私は思ってたんですけども、そういう意味では、残りの土地を早期に解決していく見通しについて、今のまま、企業がなかなか国内にとどまるというのは非常に厳しい状況の中で、どう今後の、あそこの土地をして、土地開発の仕事を終え——終えるのかって変な言い方ですけど、早期にやっぱり解決していかないと、やっぱりいかんのではないかなというふうに思うんですね。その辺の見通し、改めて決意をきちんと述べていただければありがたいなと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員の御指摘のとおりでございますが、このままずっと塩漬けというふうにならないように、今年度も福岡県の、東京、名古屋、福岡事務所のほうに定期的に訪問する等の旅費、予算計上しておりますが、あらゆる手段を使いまして、企業誘致に向けて努力をしていく所存でございます。

また、福岡県とは密に連携をしまして、現在問い合わせがあつて案件も含めまして、そういった企業の、もし正式に情報をいただきましたら、すぐ本社に出向く等いたしまして、誠意を示していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 議員から決意をとということでございましたので、開発公社の理事長を務めております今村でございます。

この三春工業団地、平成20年に造成が終わりまして、今10年たっております。あと1万7,000平米ほどの土地が残っておりますので、今回、森永食研さんの進出で半分の、またその半分が今回売却できたわけですが、残りの1万7,000平米につきましても、先ほど課長が申しあげましたように、いろんな機会をつくりましてセールスをしていきたいというふうに思っておりますし、一日も早く全部の売却をしていきたいというふうに思っております。

現在、福岡県におきます工業団地等につきましては、造成した団地につきましては、ほとんど売り切れている状況ということでございまして、今回、鷹取のほうに新しくまた団地ができますけれども、あそこに進出してくる企業に対しても、三春の紹介をしていながら、こちらにもございましてというようなことをPRしながら売却に努めていきたいというふうに考えております。

それから、今回、森永食研さんが売却に応じていただくときに、こういった新しいパンフレットもつくらせていただいておりますので、うきはの魅力も含めてつくっておりますので、こういったのを活用しながら早期に売却に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 水の関連で1つお尋ねをいたします。

今は企業進出の問題がありますが、昔は水がれの心配を学校のプールでしたことがあると思います。それで、記憶の範囲内で結構ですけど、水がれの補償契約といいますか、そういうものを市として書かれた事例があるかどうか——水がれ補償ですね、そういうのがあるかどうか、記憶の範囲で結構ですが、お尋ねをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員御指摘の水がれの契約につきましては、私の聞いている限りは、ないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

---

## 日程第9. 報告第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、報告第4号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。



○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の2ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成30年5月25日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

理由。

平成30年4月2日に発生した、うきは市浮羽町流川の市道から城ヶ鼻公園駐車場への入り口に設置されている道路側溝のコンクリートぶたが老朽化で欠けていたことにより、車両通過中にはね上がり、車両を損傷せしめた事故で、相手方の損害を賠償するため専決処分したもの。

次ページをお願いいたします。

専決第6号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成30年5月25日。うきは市長高木典雄。

市は、市が管理する道路側溝のコンクリートぶたが老朽化で欠けていたことにより、車両通過中にはね上がり、車両を損傷せしめた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

損害賠償の額。9万1,357円。

2、損害賠償の相手方。住所、氏名については記載のとおりでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） ちょっと二、三点お尋ねします。

この位置図を見ていて、側溝が3メートルか何メートルか、ふたがかぶっているのはわかりませんが、その下の砂利のところは、これはもう埋めてあるんですか。側溝はあるんですか。タイヤのとももずっと続いているんですか、側溝というのは。ちょっとそこをお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この道路につきましては、もともと城ヶ鼻公園に向かう道路といいますのは、稲荷神社のほうから、下のほうから上っていく道路でございました。この市道につきましては、平成24年の災害で稲荷神社の社務所のあたりから、のり面崩壊をいたしまして、既存の市道の復旧については、かなりな額が、復旧費がかかるということで、もともとありました樹園地を抜けていく道路がございまして、その道路を臨機的に、この公園に向かうための道路としております。

写真で、写真といいますか、コンクリートぶたがかかっておりますところは、約50センチの

コンクリートのふた5枚、それから、その下流につきましては、もともとグレーチングの側溝、山からの水をとるためのグレーチングの側溝をしておりました。今回、ルートが変わった関係で、その上流側、コンクリートふたについては、乗り込みの影響を少なくするために、後からコンクリートのふたをかけておったというふうな状況でございまして、このコンクリートのふたが一部損傷といたしますか、欠損いたしまして、そこにたまたま車が乗ったときに、車体のほうにはね上がったというふうな状況でございました。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） 私が聞いたのは、砂利で何か埋まったように見えますからね、それなら、ここはもう、ふたを早くのかしとけばいいなと思って聞いたんです。下もグレーチングがあるということならば——ばってん、まあええか、下のグレーチングがあるならば、早くせないかんやったろうなと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 回答はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時40分より再開します。

午前10時28分休憩

-----  
午前10時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

#### 日程第10、議案第45号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長、松岡です。

議案書の6ページをお願いいたします。あわせて、新旧対照表は1ページをお願いいたします。福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

次のページをお願いいたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附則。

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

議決を求める内容及び趣旨といたしまして、平成30年10月1日より筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴いまして、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11に基づき、関係市町村議会の議決を求めるものでございます。

なお、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正内容につきましては、先ほど朗読いたしました議案書7ページと新旧対照表1ページを御参照ください。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は可決することに決し

ました。

---

### 日程第11. 議案第46号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第46号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議案書8ページをお開きください。新旧対照表は2ページとなります。

議案第46号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約を別紙のとおり変更する。平成30年6月15日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由。

那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

次ページをお開きください。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を変更する規約。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の一部を次のように変更する。

第1条中「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改める。

第4条第1項中「10人」を「9人」に改める。

附則。

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

うきは市が構成団体であります福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合において、同じく構成団体である那珂川町が平成30年10月1日から市制施行により那珂川市となるため、規約変更が必要となっており、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1点だけ確認させてください。

改正の第4条、那珂川市がふえると逆に定数が1人減るという、この理由について説明をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 4条、10名が9名となるわけでございます。

現在、10名の議会——一部組合議会に那珂川町のほうから出ておりますけれども、その分が全部で12の郡がございます。福岡県内、12の郡がございますが、そのうち2名は執行部のほうに入っているということでございますので、残り——郡が消滅をする関係で1減になるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は可決することに決しました。

---

### 日程第12、議案第51号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第51号うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課長の権藤でございます。

議案書の20ページをお開きください。

うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案の朗読は省略いたします。

次のページ及び別紙、条例新旧対照表の19ページをお願いいたします。

うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例。

うきは市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1 妹川小学校の項を削る。

附則。

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

昨年、姫治小学校が条例を——学校条例の一部改正をされたのは、もう少し遅い9月議会だったかなと思います。そのときも地元との話し合いと、あるいは地域振興策とが話し合われた上、あるいは話し合いがそれなりに進んだ上での条例改正ではなかったかなと思いますが、今回、この時期、6月の時点でされる意図は一体何なのかということと、地元との協議、学校関係者との協議などは、どのような状況で提案されるようになったか、具体的な説明を求めます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 姫治小学校のときには遅かったんですけども、今回、妹川小学校については6月の議会に上がってきたということで、昨年8月21日に姫治小学校のPTA会長より市長のほうに報告がありました——姫治の場合はですね。小・中学校統合事業対象申請書が、指定申請が統合を実施する前年度8月31日までであることから、急遽8月24日の市議会全員協議会で報告をいたしました。昨年の9月議会は9月8日開催でしたので、学校設置条例改正の上程が間に合わなかったこともありますし、関係団体——姫治小学校の職員とか御幸小学校の職員、御幸小学校のPTA、同じく自治協議会、職員組合等への説明ができていませんでしたので、12月議会へ提案をしたところです。

今回は、4月23日に、妹川自治協議会、妹川小学校PTAより市長へ報告を受けましたので、市議会全員協議会で5月11日に報告をして、その後に関係団体への報告、6月7日にマスコミ発表を終えて、議案の提出をいたしております。

また、昨年9月に、うきは市ホームページに掲載した折に、一部の方より、まだ市議会で決定をしていないのにするのはということの御指摘がございましたので、今回6月議会で議案を提出する次第でございます。

また、こちらの早まった1つの理由としては、地元からの強い要望があったためでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 経過は若干わかったんですけど、姫治小のときも出ていました地域振興策——これは教育長部局だけではないと思うんですけども、その辺の進捗状況については、今、回答がなかったと思うんですが、再質問いたします。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 小学校の閉校に伴います地域振興につきましては、姫治小学校と同様、市民協働推進課のほうで所管をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

姫治小学校の統廃合のときと同様に、各課横断的な組織を結成しておりまして、閉校に伴う地域振興策につきましては、随時情報交換をしながら進めているところでございます。また、地元の御要望もお聞きをしながらということに考えておりまして、既に妹川自治協の会長のほうには、閉校以降の意向というようなお考えというような形では話し合いを進めております。まだ具体的に、まずは地域の中でどのような振興策を考えておられるのか、取りまとめをお願いしたいということで、現在、自治協議会のほうには返事をしているところでございまして、その結果を待って、具体的な何ができるのかということについて検討を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 少しお尋ねをさせていただきます。

改めて、山三校のうちの妹川の、それぞれの保護者及び地域から出されているということは承知しております。それを前提にして、少しお尋ねをしたいというふうに思います。

今回、妹川小学校の項を削除するということになるわけですけれども、この間、この統合計画について、いわゆるそのベースとしてなっているのが公共施設等総合管理計画ということになるかと思うんですけども、あるいは学習指導要領の改訂ということもあるかというふうに思っています。

1つは、総合管理計画の中で、施設類型ごとの管理に関する基本方針というものが出されておりました。そこには、今回閉校となる妹川小学校について、その文言は新学習指導要領実施が主たる統合理由というふうになっているというふうに理解するわけですけれども、それ以外の理由があるかどうか、ひとつお尋ねしたいというのが1点。

それから、2つ目が、そこに同じ——総合管理計画の中に書かれているわけですけど、それ以外の小学校、山三校以外のところについても、児童数の変動によって複式学級が予測される場合には、学校再編について協議すると書かれています。複式学級イコール学校再編、すなわち統合協議となるのか、市長または教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

3点目、妹川小学校の、今回、削除をする議案ということになるわけですが、姫治小学校のときにも申し上げていたと思うんですけども、全国では複式学級でやっているところが多分2,000か3,000、結構たくさんあるだろうというふうに思っています。そういう意味では、新学習指導要領が実施される2020年ということになるわけですが、どこまで学習指導要領に向けて複式学級が残るのかというところが、ちょっとわからないところがありますけれども、特に英語学習といった点で言うと、複式学級において、そのあり方や研究については、筑後地域で一緒にカリキュラム等をつくっておられるというふうに思いますけれども、そういう意味でのあり方について、複式学級での英語学習の研究やカリキュラムの編成について、筑後地域では行っているかどうかをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点の質問については、よろしければ私のほうで答えます。

まず、統合の理由として新学習指導要領というのを挙げているが、それ以外、いかななものかということでございます。これは児童数の減少というのが、やはり学校というのは集団教育の場でもあります。そういった中で、児童数の減少というのは、本当に大きな1つの要因であるというふうにも思っております。

それから、2点目、管理計画の中で複式云々と。ほかの小学校についても云々という記述についてのお尋ねでございます。これは、今回、議員御指摘のように、複式学級が新学習指導要領の中ではなかなか厳しいではないかという趣旨が1つはございます。それから、2行目の文言で「等」というのを書いておったかと思えます。今後、うきは市の小・中学校、随分と校舎が老朽化してきております。そういった校舎についてどう考えていくかというのを、私ども、今後、管理計画の中で考えていかなくちゃいけないわけですが、児童数の減少、あるいは生徒数の減少、あるいは校舎の問題、そういったことを総合的に勘案しまして、または、そういったふうな協議というふうにしております。そういったことをしていかなくちゃいけないのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、3点目でございます。要は全国の中で複式学級が残ったとすれば、そういうところというのは、一体どういうふうに対応するのかと。特に英語学習についてどうなんだと。筑後地区の中で、そういう複式の英語の研究をしているところはないのかというお尋ねかと思えます。

私が今、知る限りでは、複式教育研究会というのが、うきはのほうにもございますが、全県下で、そういう複式教育をどうしていくかという組織はございます。しかし、その中で小学校英語について、どういうふうに取り組んでいるかということについては、現在のところ、情報はございません。



ただ、今、妹川が取り組んでいる分で申し上げますと、妹川は、今度、条例をお認めいただければ、来年、御幸小学校に統合します。そうしますと、御幸小の子供たちというのは、学年単位で英語の授業を受けてきている状況がございます。妹川の子供たちは今、複式でやっておりますので、そのこのところを本来であれば、本年度は、ほかの小学校は15時間でいいわけですけども、妹川小については、そのこの移行がスムーズに行くように20時間の時数を本年度、試みております。そういったふうな学校の教育課程を、いわゆる時数をふやしたりしながらスムーズに移行できるようにという努力をさせていただいておりますので、そういったところが今後、私どもがしっかりやっていかなくちやいけないとこじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 丁寧な答弁をいただいてありがとうございます。

改めて、そういう意味では、1点目で申し上げた、小学校の児童数の減少というところも大きな要因があるということ、それから2点目でも、老朽化の問題もまた取り上げている。それはそれとして、またいろいろ、一般質問等でもまた質問をさせていただきますので、それは置いて。

ちょっとお尋ねしたいのは、要するに、その基準をどういうふうに持つておられる。文科省が統廃合についての指針を出されているというふうに承知している。そういう意味では、うきは市の教育委員会、あるいは学校教育会議そのもので議論されてきた経過があったと——今回のところですね。そういう意味では、ある意味では丁寧だと。ほかのどこか近隣のところでは非常に乱暴な統廃合の経過が出されてて、いろいろあるというふうにも聞いております。そういう意味では、丁寧な部類だというふうに私も思います。

ただ、基準というか、そういったことについて、この山三校だけじゃなくて、ほかの平地のところでの人口問題あるいは老朽化という問題であれば、なおさら、この統廃合というのは大きな影響を与えるだろうというふうに思います。そういう意味での基準づくりというか、その公開性というか、そういった点については、どういうふう考えられるか、直接は、この条例とは関係ないけど、関連することなので、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今回、私ども、この統廃合に動きました一番起点は、私どもがいただきました行革答申というのがございます。それから、基準につきましては、今、議員御指摘のとおり、文部科学省の基準が示され、それを受けて福岡県教育委員会のほうから各市町村教委に示されておりますので、規模の基準というのは、そこが大きな要因を占めております。

今後につきましては、うきは市のほうは丁寧にやっているということで今言っていたまじ

た。やはり、こういう問題は、私は丁寧に進めていくことだろうと思っておりますので、今後どうしていくかというのはわかりませんが、今回のような丁寧なやり方でしていくべきであろうというふうに今、思っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。3回目。

○議員（5番 竹永 茂美君） はい、竹永です。

今、岩淵議員さんとのやりとりを聞きながら少し疑問に思いましたので、再々質問させていただきます。

複式学級の児童数の減少がということは、これは、うきは市に限らず、県でも福岡市とか福津市以外と言っていると思いますが、なされてますし、九州全体で考えれば、どこでも起きてる問題なんですね。

私自身も九州教育学会に入っております、昨年度の課題も、たしか鹿児島でやったときも、この複式学級の問題がありました。鹿児島県ではもう約4割の学校が複式学級を抱えていると。今の、うきは市の基準でいけば、ほとんど——4割の学校がなくなるということですけども、実際は鹿児島とか、あるいは熊本、御存じのように山間部や離島があるところはやってないわけなんですよね。そうすると、丁寧かと言われると、若干そこに疑問符を持ちます。してないということではありません。

もう一つは、そのときに情報が教育委員会から、あるいは県からの情報は流れますけど、先ほど言いました、たしか、うきは市も随分以前に、そういう研究者の方を招いて学習会というか、を——研究会というか、そういうことをされたと思うんですよ。ところが、今回の3つの統廃合について言うと、それは全くなされてないと。そうすると、やはり保護者とすれば、いや、先ほど論議でありました、学習指導要領が変わって、英語学習がとか道徳が教科化されたということと言われて、それで大丈夫ですかと言われてたら、やっぱり保護者は不安になるわけですよ。でも、小塩自治協議会での話し合いのときに、ある保護者が言われてた、議事録に残っていると思いますけれども、自分の娘が英語の塾の講師をしているけども、マンツーマンのほうがはるかに効果がありますというような形でなされていたと思います。

そうしたときに、先ほど僕が質問したのは、そういうふうないろんな情報を与えられて、なおかつ総合的に判断できる状況であったかということ、この3校——まだ小塩は残っているわけですけども、いわゆる外部の有識者といいますか、あるいは外部での体験者、経験者とかの話が僕はなされてないんじゃないかなというふうに思っているわけです。

そういう意味で、今回、出されたことについては、本当に地域振興策を含めてなされているのかなということで疑問に思いますので、そういう外部有識者の、何といいますか、招いての研究会といいますか、学習会を今後される予定があるのか、まず市長さんにお尋ねしたいというふう

に思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員御質問の意味は、今回の件は今回の件として、今後、うきは市がまた新たな再編等を考えるときに、そういった外部有識者の御意見等はどうなんだというお尋ねというふうに理解してよろしいですか。（発言する者あり）

今回について言えばですね、もう特段、外部有識者等の意見を聞く予定はございません。

○議長（櫛川 正男君） 今後は——今度についてもない。

○教育長（麻生 秀喜君） 今後については、先ほど申し上げましたように、丁寧に進めていきたいというふうに思っておりますので、丁寧に進めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 請願・陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

---

#### 日程第14. 議会改革特別委員会の設置について

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本市議会のさらなる活性化を図るため、議員全員による議会改革特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による議会改革特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

議会改革特別委員会の委員長に9番、中野義信議員、副委員長に10番、佐藤湛陽議員を指名して決定いたします。

---

#### 日程第15. 議会改革特別委員会への調査付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議会改革特別委員会への調査付託を議題とします。

お諮りします。本市議会のあり方などの調査・研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、本市議会のあり方などの調査・研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす6月16日から17日までは休会とし、6月18日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時13分散会

---